

第29回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年11月22日 水曜日 午後1時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の試験操業許可について
- ② まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更等について
- ③ 変更の許可に関する取扱方針の制定について
- ④ 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- ⑤ 10月の許認可実績について
- ⑥ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年11月14日

3. 出席者

出席委員（10名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 太田 均

〃 橋本 勝寿

委員 稲村 幸雄

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 木戸 信裕

欠席委員（5名） 小川英樹、中村浩二、川島和彦、笹波守勝、中浩二
水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、
原田主任技師、川田技師
事務局 木本局長、山岸主任技師

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の試験操業許可について（資料1参照）

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の制定について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。

(2) まいわしに関する令和5管理年度における知事漁獲可能量の変更等について

（諮問）

（資料2参照）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- (3) 変更の許可に関する取扱方針の制定について (資料3参照)
水産課より報告を受けた。
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について (資料4参照)
事務局より報告を受けた。
- (5) 10月の許認可実績について (資料5参照)
水産課より報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時10分

第29回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 皆様お集まりになりましたので、第29回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、小川委員、中村浩二委員、笹波委員、川島委員、中委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 ご苦労様でございます。11月に入り、かに、たら、なまこ漁が解禁となり、加賀から能登の各地で活気を取り戻しつつあります。定置関係ではこの間も新聞にありましたように、ブリも顔を見せておりますし、これから冬本番に向けて時化も増えますが、海上安全を第一に頑張ってくださいと思います。以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。
本日もよろしくをお願いします。

木 本 局 長 ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。
最初に次第、資料-1「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の試験操業許可について」諮問文が先にあるもの、資料-2「まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更等について」こちらも諮問文があるもの、資料-3「変更の許可に関する取扱方針の制定について」、資料-4「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について」、資料-5「10月の許認可実績について」、参考資料として10月分の漁海況情報をおつけしています。
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を坂下委員と橋本委員をお願いします。

[両委員 了承]

新 谷 会 長 では、議題1の「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の試験操業許可について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師

水産課の坂本です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明させていただきます。資料は右肩に資料1とあるものになります。2ページ目に公示の内容が、説明については3ページ目の概要を基に説明いたしますので、ご覧ください。

令和5年11月10日付で、県漁協西海支所運営委員長から小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこ桁網漁業）の試験操業について要望書の提出がありました。

要望内容は、底びき網漁業やまき網漁業など、大規模な漁業種類が多い西海地区において、年配の組合員でも生業として安定的な漁業経営で生計を立てていく手法検討のために、近年高価で取引きされているマナマコを効率的に漁獲できるなまこ桁網漁業の試験操業を実施したいというものです。

なまこ桁網漁業について、金属性の枠に網をとりつけた桁網と呼ばれる漁具で海底を曳網する漁法であり、県内ではすず～ななか地区における主に内浦海域で許可されている漁業です。

現行では西海地区での許可はありませんが、水産課としても、地先漁業による産業形態の模索という部分を推進するため、①許可隻数は1隻に限定し、漁獲量調整の実施など、資源保護に配慮しながら操業すること。②波浪の強い地域であることに配慮し、漁港から目視できる範囲での操業に限定し、安全で効率的な漁獲手法の検討を行うこと。③関係漁業者の同意が得られており漁業調整上の問題は無いことから、別紙「西海地区における小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網漁業）の試験操業許可等の取扱方針」を制定し、試験操業を許可することとしたいと考えます。

許可内容案は次のとおりです。件数は1件、船舶のトン数は従来の許可と同様3.5トン未満、操業期間についても従来の許可と合わせて11月6日から翌年4月15日としておりますが、今回は要望のタイミングの関係から許可日から令和6年4月15日としております。

操業区域については4ページに記載の操業区域図で後ほどご説明します。

許可等の条件としては、他地区の同漁業種類許可での内容に合わせて、夜間～明け方までの操業禁止、定置漁業及び第2種共同漁業周辺での操業を禁止する内容としております。

また、試験操業という位置づけですので、許可期間終了後30日以内に漁獲状況等の報告を水産課まで提出してもらうようにしております。

操業区域についてですが、4ページの図をご覧ください。西海支所所属の組合員の多くが拠点としている富来漁港周辺を示したものになりますが、赤色部分が操業区域となっております。点の表記が要望書のものと異なっていますが、表記を分かりやすく変更したもので、範囲は要望内容と同じものとなっております。

具体的には、富来漁港西部に位置する能登富来港風無第3防波堤灯台の点アから点イ、ウ、エ、オを順に結んだ線と点アと点オ間の最大高潮時海岸線に囲まれた範囲となっております。こちらの点イ、ウ、エは石川県漁協の西海地区に免許されている共同漁業権区域の境界

と同じ位置をとっており、基本的に共同漁業権内での操業をする形となります。

当初の聞き取りでは、さらに西側の千ノ浦付近での操業をしたいという思いがあることを聞いておりましたが、先ほども申し上げましたとおり波浪の強い地域、時期かつ今まで許可実績のない漁業の検討ということで、まずは目の届く前浜での操業で安全性を確保しつつその実効性を確認してもらうことを念頭に置いております。

5 ページ目以降には今ほどご説明いたしました内容を記載した試験操業許可等の取扱方針をお示ししております。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

以上を踏まえ 2 ページの制限措置についても併せてご審議いただきたいと思っております。ご審議いただく部分については今ほどご説明したとおりで、許可の有効期間は 1 年以内とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、1 2 月から操業したいことから、令和 5 年 1 1 月 2 2 日から令和 5 年 1 1 月 2 8 日までとします。

以上、資料 1 の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱方針の制定について、案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に、議題 2 の「まいわしに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更等について」説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師

資料 2 をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師

水産課の原田です。10 ページの資料に沿って説明させていただきます。

まいわし対馬暖流系群の TAC 管理についてですが、以前の海区委員会で定置漁業については春の漁期が終了し、その余剰分の枠を有効活用するため、県の留保に繰り入れさせていただくといった手続きを諮問・答申いただいたところでもあります。その後、中型まき網も今期の操業を切り上げることになりましたので、中型まき網についても、ま

いわしの余剰分の枠について、県の留保に繰り入れさせていただくという手続きになります。

資料の表に書いてありますとおり、中型まき網の当初に設定した漁獲可能量というのが5,600トンありましたところ、現在の漁獲状況は1,308トンということで余剰がありますので、このうち4,000トンを県の留保に繰り入れさせていただくというものになります。

具体的に他県からまいわしの枠がこれだけ欲しいといった要望を聞いているわけではありませんが、ドタバタとした管理年度末に柔軟に対応できる余地を残しておくということで、このような対応を取らせていただければと考えております。

加えて、管理年度途中における配分の基準というのがございまして、県の留保というのは、そもそも県内でも年によって定置網の漁獲が多い年があったり、まき網の漁獲が多い年であったりと、漁獲の状況が年により異なることを踏まえて、それに対応するための枠となっているのですが、その配分については海区委員会に対して都度、諮問・答申をさせていただいて、それぞれの漁業区分に配分することが基本にはなりますが、あらかじめ海区委員会の意見を聞いたうえで自動的に配分できる数量を定めておいて、漁獲の状況に応じてタイムリーに配分することが可能となっております。

昨年12月の海区委員会において、令和5管理年度当初配分の数量を諮問・答申させていただいたところですが、その際に、この自動的に配分する数量というのは県が恣意的にその都度、数量を決めるわけにはいきませんので、あらかじめ皆さんの意見を聞いて定めるということで、1,000トン配分するという扱いにさせていただきました。ただ、すでに主漁期は終了しており、ここから大幅な積み上がりは見込まれないところですので、あくまで突発的な来遊があった場合の対応と考えますと、一度に1,000トンの配分というのは過剰であると考えられますので、消化率が9割を超えた管理区分が生じた場合には、県の留保から200トン、留保数量が200トン未満の場合はその全量をただちに配分するといった運用で対応していきたいと考えております。

今後の対応予定としましては、中型まき網の枠からの県の留保への繰り入れに関しては、今回の諮問・答申を経て次ページに参考として添付しておりますが、県の公報で告示する流れになります。そのうえで、県の留保数量が大きくなっておりますので、国内全体を見渡して、不足する県や他漁業種類がある場合は融通を行い、円滑なTAC管理に貢献したいと考えております。

なお、参考として最後に書いてありますが、10月19日付で、大中型まき網に対して、県の留保からまいわしのTAC3,000トンを譲渡しております。それに伴い、県全体のTACが23,100トンから20,100トンに変更されております。

説明は以上になります。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長 質問がないようであれば、次に、議題3の「変更の許可に関する取扱方針の制定について」、水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員 水産課の須沼です。知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針の制定について、13ページの資料に基づいて説明させていただきます。

石川県漁業調整規則第16条において、変更の許可について定められております。「知事許可漁業の許可を受けたものが制限措置と異なる内容により漁業を営む場合には、知事の許可が必要とされている」とされています。この制限措置とは調整規則の11条でその事項が定められておまして、資料下段に参考として調整規則の抜粋を記載しておりますけれども、この11条にありますとおり、1. 漁業種類、2. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、3. 推進機関の馬力数、4. 操業区域、5. 漁業時期、6. 漁業を営む者の資格といったものが制限措置となっております。これと異なる内容により漁業を営む場合には変更の許可が必要となっております。

一方、変更の許可を認める場合、審査基準がなければ、知事が意図しない内容で制限措置を変更できる可能性があり、予期せぬ漁業調整問題につながる恐れがあることから、「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針」を定めたいと考えております。

取扱方針の内容につきましては、次ページに取扱方針（案）を添付しておりますけれども、13ページの概要の方で説明させていただきます。

変更の許可につきましては、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り、海区漁業調整委員会に協議の上、許可するものとしたいと考えております。なお、規則第11条に規定する制限措置のうち変更を認める事項は次のとおりとし、(1)船舶の総トン数、(2)推進機関の馬力数、(3)操業区域、(4)漁業時期とし、11条に定める1. 漁業の種類、2. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、6. 漁業を営む者の資格を変更するにあたりましては、新規の許可で対応したいと考えております。

説明は以上になります。

新 谷 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長 質問等なければ、次に、議題4の「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議結果について」、事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 事務局の山岸です。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

令和5年10月12日の木曜日、山口県下関市の駅前にあります、シーモールパレスにおきまして、午後2時から開催されました。会議には、新谷会長と山岸が出席いたしました。

出席者は、水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室、全国海区漁業調整委員会連合会事務局、青森～福岡の各海区会長及び事務局、そして開催県の山口県日本海海区漁業調整委員会委員、合わせて52名でした。

では、議事結果概要についてです。令和5年7月11日に実施された(1)「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果」について、全漁調連事務局である福島海区から報告がございました。こちらの内容等につきましては、前回の海区委員会でご報告させていただいておりますので、割愛させていただきます。

つづきまして、(2)「令和6年度要望事項について」、各提案海区から説明がなされました。審議の結果、全件承認され、事務局である山口県が取りまとめのうえ全漁調連へ要望を提案することになりました。なお、各海区からの要望事項として、「太平洋クロマグロの資源管理について」が7件、「沿岸資源の適正な利用について」が8件、「外国漁船問題等について」が6件、「海洋性レジャーとの調整について」が7件ございました。

(3)「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次期開催地について」、開催県である山口県から提案され、青森県と決定しました。

(4)「次期全国海区漁業調整委員会連合会役員を選出について」ですが、次期(令和7年5月～令和11年5月の4年間)については、日本海ブロックから会長1名、副会長2名、理事2名を選出することとなっております。協議の結果、石川海区は副会長を担当することとなりました。

最後に、(5)講演としまして「シロアマダイの種苗生産技術開発について」、開催県の山口県から、シロアマダイの種苗生産に関する取り組みについて紹介がありました。

簡単ですが、会議結果に関しては以上になります。

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

太田委員

国への要望活動について、何か進展があれば教えてください。

山岸主任技師

令和5年度の要望についてですが、7月11日に全国海区漁業調整委員会連合会事務局により、要望書が水産庁や国土交通省等に提出されました。後日、それに対する回答を受けており、その内容については10月の海区委員会でも簡単にご説明させていただきました。全国の海区委員会からの要望になりますので、要望事項が大変多くある中で、進展があったもの、なかったもの様々ございました。

その中で、石川海区からも要望しましたクロマグロの資源管理につきましては、特にクロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容について、遊漁者や遊漁専門家に対して周知徹底を図っていくとの回答を頂いております。

また、外国漁船問題等につきましては、取締船や巡視船の増強、漁業監督官を増員する等、水産庁、海上保安庁ともこの問題については、近年かなり重要視していただいております。結果として大和堆における外国船の違法操業も減少していると聞いておりますので、この効果が出ているのではないかと思います。

坂下委員 何年も同じ要望を出しているが、少ししか進展していないものも多い印象です。

勝木委員 水産庁だけでなく国土交通省等の違う省庁との絡みもあるため中々進展しない問題もあるようです。

坂下委員 心配しているのは、獲れていた魚が獲れなくなること。獲りすぎによって資源が減少しているといわれているが、それだけではなく気候変動により海流や環境が変わり、今まで獲れていた魚が獲れなくなっているのではないかと考えています。特にブリなんかは回遊するルートが昔と変わっているのではないかと考えています。これまでは沿岸を通過していたため、石川県沖でも獲れていましたが、近年は石川県で獲れないのに北海道でいきなり獲れることがあるため、沿岸を通らずに北上しているのではないかと考えています。

このような問題については、これから優先的に考えていかなければならないと思っておりますし、調査船の白山丸等についてもこのような課題について調査していく必要があるのではないかと考えています。

太田委員 海洋レジャーとの調整についてですが、この問題についてもいろいろ意見が出ている中で、なにか進展はなかったでしょうか。

山岸主任技師 海洋レジャーの問題については、あまり進展がない状況です。ミニボート等については管轄が国土交通省と異なるため、先ほど勝木委員が言われたように、違う省庁との絡みもあるため、そのあたりもあまり進展しない要因になっているのかもしれませんが。また、遊漁者は団体等に所属しない人も多く、ルール周知等にも苦慮しているようです。

新谷会長 これ以上質問やご意見等ないようであれば、次に、議題5の「10月の許認可実績について」、水産課より説明をお願いします。

川田技師 資料6に基づき説明

新谷会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新谷会長 質問やご意見等がないようであれば、「その他」で何かございますか。

新 谷 会 長	なければ、事務局からお願いします。
山 岸 主 任 技 師	次回の委員会についてご連絡いたします。次回は12月12日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。
新 谷 会 長	皆様、よろしいでしょうか。
	[全員了承]
新 谷 会 長	以上をもちまして、本日の委員会を終了します。ご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____